

江府町移住定住促進住宅に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、江府町移住定住促進住宅（以下「促進住宅」という。）の設置及び管理に関する条例（令和2年江府町条例第1号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、促進住宅に必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 促進住宅を使用する者は、江府町移住定住促進住宅使用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申込書は、使用する日の7日前までに提出するものとする。なお、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 町長は前条の規定による申込書の提出を受け、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、江府町移住定住促進住宅使用決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を交付する。

(契約)

第4条 決定通知書の交付により、江府町と使用者との間に賃貸借契約が締結されたものとする。

(使用期間)

第5条 住宅の使用期間は、決定通知書において定める。

2 使用期間に係る入居及び退居を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

(使用料)

第6条 条例第8条の規定により定められている使用料には、通常の促進住宅利用に伴う光熱水費を含むものとする。

2 その他滞在に係る費用は、全て使用者の負担とする。

3 使用料は住宅の使用開始までに使用期間分の全額を町長の指定する方法にて支払う。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 施設、設備、備え付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) 火災予防及び盗難の予防に全力を期すこと。
- (4) 室内の清掃及び施設内の除草、除雪等を適宜行い、促進住宅を適正に管理すること。
- (5) ごみは、決められたルールに従って出すこと。
- (6) 使用者は、住宅の使用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (7) 上記のほか、施設の使用に関し、町長が特に必要と認めたこと。

(行為の制限)

第8条 促進住宅及び敷地内において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類すること。
- (3) 開業すること。
- (4) 興行すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類すること。
- (8) 周辺住民に迷惑を及ぼすこと。
- (9) 施設内外で建物に害すること。
- (10) 住宅内外にて動物等を飼育すること。
- (11) 住宅内にて喫煙すること（電子たばこを含む）。
- (12) その他施設の使用にふさわしくないと特に町長が認めること。

(使用許可の取消し)

第9条 町長は、使用者に第7条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第3条の規定による使用決定を取り消すことができる。

(住宅の明渡し)

第10条 使用者は、使用期間満了日及び前条の規定に基づき使用決定を取り消された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

- 2 使用者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

(立入り)

第11条 町長は、住宅の防火、火災の延焼及び構造の保全並びにその他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得ることなく、住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 使用者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(設備又は備品の搬入)

第12条 使用者が促進住宅の使用にあたり、設備又は備品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(事故免責)

第13条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。